

令和6年第8回農業委員会総会議事録

令和6年8月19日（月）第8回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員16人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
		6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅			13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 2人

5番	奥津賢司	12番	小川広文
----	------	-----	------

議事

議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第36号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約合意書について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席は26名です。欠席は、5番奥津委員、12番小川委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会 長	おはようございます。先月の農地パトロールでは、猛暑の中回っていただきありがとうございました。農地パトロール後、完了届等々が成果としてあがっております。また、今月から利用状況調査の開始となりますのでよろしくお願いいたします。それでは、スムーズな進行の協力をよろしくお願いいたします。
福田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、10番宮本委員、11番藤川委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。現地確認を4件とも8月1日に行っております。それでは、1番でございます。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接している家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであ

り、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員

6番平です。現地確認を8月9日に、赤井委員、泉推進委員としております。場所は、●●●●●から旧国道に入ると●●市民センターがあります。その上隣に申請地があります。草が生えておりましたが支障はないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は、8月7日奥津委員、妹尾推進委員と私で行っております。場所ですが、●●駅から旧道を東城方面に200m行ったところを左へ1キロ先に進むとありました。水稻を植えてあり問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番でございますが、場所は石蟹、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。
森委員	14番森です。8月6日に3名で現地確認しました。場所は、石蟹地内●●●●●●の道を挟んだ向側にあります。問題ないと思います。

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、4番でございますが、場所は哲多町本郷、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は死因贈与の執行者として申請地を贈与するもので、申請地近くに居住する譲受人が贈与により取得し、耕作するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。</p>
<p>安達委員</p>	<p>15番安達です。現地確認を8月7日に、小川委員、井藤委員、逸見推進委員と行いました。場所は、新見方面から成羽線を進み哲多地内の●●●●●●●●を右に入ったところです。●●●番は作付けされてありましたが●●●番●につきましては、草刈りはされておりますが、耕作はされてないようでした。祖母から孫への贈与で問題ないと考えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を8月1日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、哲西町上神代、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地と進入路で、転用理由は、現在の墓地は山中にあり、木が被さっていたり、道が急なため、自宅に近い申請地に移転するもの。また、外周は進入路として利用したいもの。というものです。工事期間は許可日から令和6年9月30日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。

奥津(忠)委員

7番奥津です。現地確認は、8月7日、奥津委員、妹尾推進委員と行っております。場所は、●●●●●●の手前を縦貫道に向かって500m行ったところ です。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案第33号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、本案件は、許可妥当とします。続きまして議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を8月1日に行っております。それでは、1番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。</p> <p>転用理由ですが、現在、申請地に隣接する会社の敷地内に社用車及び従業員の車を駐車していますが、手狭で車両の入替等大変不便なため、申請地を購入し、露天駐車場として利用したいもの。というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から1カ月間です。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。</p>
<p>信谷委員</p>	<p>16番信谷です。現地確認日を8月3日、仲田会長、大原推進委員、私とで行いました。場所は、●●●●●●から北へ500m入ったところに●●●●●があります。その北側へ隣接してあります。周りに悪影響を及ぼす農地はありませんので問題ないと考えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、議案第34号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は、許可妥当とします。なお、4条5条の各議案については、面積が30アール未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>

全 員	「よろしい。」
会 長	それでは、諮問不要とし、許可を決定します。続きまして、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	今回、新規の貸付けが8件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番、足見、畑1筆10年4カ月賃貸借、2番足見畑1筆10年4カ月賃貸借、3番足見、畑1筆10年4カ月賃貸借、4番足見、畑2筆10年4カ月賃貸借、5番足見、畑1筆10年4カ月賃貸借、6番大佐布瀬、田1筆19年8カ月使用貸借、7番大佐布瀬、田2筆19年8カ月使用貸借、8番大佐布瀬、田1筆19年8カ月使用貸借です。なお、6番から8番については、農地中間管理機構関連農地整備事業圃場整備です。以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。推進6番、妹尾委員。
妹尾委員	推進6番妹尾です。1番から5番までまとめて説明します。現地確認を8月15日に、藤本委員、藤川委員、神山委員としました。場所は、●●●●小学校の近くにあります。1番から3番は東側にあり、4番5番は西側にありました。中間管理機構を介して借り換えするもので問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。続いて推進7番後藤委員。
後藤委員	推進7番後藤です。6番7番8番を、8月9日に確認しました。場所は、新見勝山線から布瀬方面に行くと●●●●集落があります。その中の一画です。以上です。
会 長	事務局地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見ご質問ございませんか。 (意見、質問なし) それではないようですので議案第35号、新規の議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長

再設定が1件出ています。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

地区委員

「ありません。」

会 長

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

それではないようですので、議案第35号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定いたします。続きまして、議案第36号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

現況証明の申請につきまして、今回1件申請がございました。現地確認を8月1日に行っております。それでは1番でございます。場所は下熊谷、台帳地目は畑2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、過去に畑として利用していたが、昭和50年頃に耕作をしなくなり、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員

2番赤井です。現地確認を8月9日、平委員、泉推進委員と3名で行いました。場所は、●●●●●●の対面の集落になります。原野です。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。現況証明についてご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

それでは、議案第36号についての認定に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。現地確認を8月1日に行っております。それでは1番でございます。場所は馬塚、現況地目は田1筆でございます。申請目的は、農道整備です。申請理由ですが、農地への出入りを容易にするため、農道を整備するものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年9月1日から令和7年3月31日までです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。6番平委員。

平委員

6番平です。現地確認を8月9日、赤井委員、泉推進委員としております。場所は、国道180号上市から千屋方面へ3.5キロ先に●●●●があります。そこから400m千屋寄りに行き高梁川を渡りますと●●集落があります。その集落の一番千屋寄りの山手側に申請地があります。申請人本人が着手するので工期が長くなると思います。よろしく願います。

会 長

続きまして法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

法務局照会につきまして、今回1件ございました。現地確認を7月5日に行っております。それでは、1番ですが、場所は哲西町大野部、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「農地」と回答しています。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。7番奥津委員。

奥津(忠)委員

7番奥津です。確認日は8月7日、奥津委員、妹尾推進委員、私とで確

	認しております。場所は、●●●●から県道を東城方面に1.5キロ行ったところを左へ入り200m先の左側にありました。家の前で、草はあまり生えておらず十分農地として使用できると考えます。農地と回答しました。以上です。
会 長	次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	農地転用期間変更届が1件出ています。哲西町上神代地内、農地法第5条宅地です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。8月7日に確認しました。申請人に確認したところ2割程度で、まだ完成は当分先だということです。以上です。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が11件出ております。1番足見地内、農地法施行規則第29条、農道整備、2番上熊谷地内、農地法第5条、宅地、3番下熊谷地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、4番下熊谷地内、農地法第4条、墓地、5番菅生地内、農地法第5条、作業場、貯木場、6番下熊谷地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、7番大佐小南地内、農地法第5条、露天資材置場、8番哲多町宮河内地内、農地法第5条、宅地、9番哲多町花木地内、農地法第4条、農地改良、10番哲多町本郷地内、農地法第5条、宅地、11番土橋地内、農地法施行規則第29条、農道整備です。以上でございます。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次お願いします。
神山委員	1番神山です。8月15日に確認しております。問題なく完成しておりました。
赤井委員	2番赤井です。2番から6番まで農地パトロール時に確認しました。綺麗に完成しておりました。以上です。
山田委員	13番山田です。8月7日に確認しました。以上です。

安達委員	15番安達です。8番につきましては、完成しておりました。9番につきましては、嵩上げで肥土も入れてありトラクターで轢いてありました。10番、綺麗に完成しておりました。以上です。
藤本委員	17番藤本です。8月12日に確認しました。完成しておりました。
会 長	ここで、10時12分まで10分間休憩とします。
	～ 休憩 ～
会 長	再開いたします。転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	転用工事進捗状況報告について報告します。1件でしております。大佐大井野地内、農地法第4条、農地改良嵩上げでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。8月8日に、山田委員、後藤推進委員と確認しました。今年中には完了すると思います。以上です。
会 長	続きまして、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が8件出ております。1番から5番まで、足見地内、農地中間管理事業に申請し新たに利用権を設定するためとなっております。6番大佐布瀬地内、農地中間管理機構関連農地整備事業（ほ場整備）を施工するため、7番哲多町大野地内、借受人が死亡し耕作ができないため、8番哲西町矢田地内、土地を売買するためです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次お願いします。
妹尾委員	推進6番妹尾です。1番から5番までは、先程の足見地区中間管理機構をとおして利用権設定されるものです。以上です。
後藤委員	推進7番後藤です。35号6番の件です。以上です。

逸見委員	<p>推進9番逸見です。8月9日に確認しました。記載のとおりで2筆とも耕作されておりませんでした。以上です。</p>
妹尾委員	<p>推進10番妹尾です。8月7日、両奥津委員と現地確認しました。先程の3条関係なので、問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3、協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>続きまして、その他ですが事務局からありますか。</p>
真治主任	<p>事務局から、農地利用状況調査の配布資料を説明させていただきます。お配りしております野帳リストをご覧ください。まず記入例を付けさせていただいております。基本的には昨年と変更ない調査となっております。農地形状ですが、丸が耕作地または草刈り等管理がされているもの、AはA分類で再生利用可能な荒廃農地、BがB分類で再生利用が困難と見込まれる農地、外が農地以外に転用された土地で、ハイフンが調査の場所がわからないなどとなっております。今回のリストですが、いくつか今まで記録が無いものについても記載させていただいております。国土調査などにより地番が変わっているもの、分筆し新たな筆が増えたものなどをあげさせていただいております。令和6年度形状の方に令和5年度の形状と同じ形状を印刷しております。そのままであればそのまま調査の日付を記載してください。変更になっている場合は変更記入してください。重点的には丸とAを見ていただくようになります。Bについては変更があれば、余裕があれば見ていただければと思います。今回、備考欄に利用権設定があったものや4条や5条で農地転用等があったもの、また昨年度調査していただいた際に皆さんが記入していただいた事項について記入させていただいておりますので、ご参考にしていただければと思いますし、追記で備考欄に記入していただければと思います。なお、利用権設定されているものでB分類になっているものがあります。こちらについては特に確認をお願いします。この利用状況調査の提出期限ですが、11月末までをお願いします。出来る方は少し早めに提出していただけると助かります。調査する農地の航空写真は、前年度お配りしましたものをご使用下さい。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、7月に行いました農地パトロールの報告について1班から</p>

	6班、順次お願いします。
赤井委員	1班、2番赤井です。上市地区駐車場、現在駐車場として使用されております。宅地、新築で完成しております。千屋地区牛舎、農機具倉庫です。菅生地区木材置場、墓地の完了。上熊谷地区住宅新築、住宅です。下熊谷地区墓地、農機具倉庫です。以上です。
藤本委員	2班、17番藤本です。土橋地区、草間地区のソーラーパネルの再確認を現地調査しました。以前と変わりなくキクラゲも十分ではありません。かたちだけでした。これは土橋地区です。周りの草刈りはできておりましたが、中には少しのキクラゲが一棟ありました。草間地区においては、今まで近所の方が草刈りをされておりましたが、その方が最近亡くなりました。この方の代わりに草刈りをするのは誰かまだ不明です。以上です。
宮本委員	大佐3班です。農地が原野化しているところを重点に回っております。永富地区、大井野地区です。以上です。
信谷委員	4班、16番信谷です。神郷油野地内、農機具倉庫の申請が出ておりました。まだ建てられておりませんが農機具倉庫の資材を用意されているのが確認されたので建てられるのだと思います。神郷釜村地内、昨年と同じで、工事現場の残土を置いて嵩上げをする計画でした。その工事も色々な事情で残土が捨てられないことで、申請を下ろすようお願いしようかと考えております。次は神郷釜村地内、前任者が完了届を出すようお願いしているようなのですが、まだ完了届が出ていないので再度、お願いしようかと思います。以上です。
井藤委員	5班哲多です。完了届を中心に農地パトロールしました。宮河内、本郷成松地区で、住宅が建てられておりました。矢戸地内、●●●●●の嵩上げと耕作放置地を確認しました。●●の嵩上げも確認しました。谷底にあった水田を10m嵩上げし立派な水田ができておりました。日当たりも良くなり就農が楽になるかと思えます。以上です。
奥津(忠)委員	6班哲西です。完了届が出てないものを確認しました。1カ所は提出していただくように用紙を渡しました。もう1カ所は、申請者が亡くなられて息子さんが何処におられるのか把握できておりませんので事務局と相談しようと思えます。上神代、矢田地区を回りましたが荒廃したところが増えて、農業ができない状態のところが多いと感じました。以上です。

会 長	ありがとうございました。
福田主査	次回の総会ですが、9月の19日木曜日、午前9時30分から、南庁舎3階大会議室で開催いたします。以上です。
滝口局長	ここで、連絡をさせていただきます。総会終了後に農政部会を、この場で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 10 時 36 分)	

令和6年8月30日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____